

施策 の 紹介

在外選挙制度の概要

在外投票は、在外選挙人名簿に登録された方ができるとされており、このため在外選挙制度は、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を主な内容としています。ここでは、まず在外選挙人名簿の登録制度について、次に在外投票制度について説明します。

在外選挙人名簿の登録制度

国外に居住される日本国籍を有する皆さんが投票を行うためには、まず在外選挙人として在外選挙人名簿に登録するための所定の手続きをしていただく必要があります。

在外選挙人名簿の被登録資格

在外選挙人名簿の登録は、年齢満二十年以上の日本国民で、その方の住所を管轄する領事官（以下「管轄領事官」）の管轄区域内に引き続き三か月以上住所を有する方（ただし公民権を停止されていない者）について行うこととされます。居住国への帰化などで日本国籍を失った方は登録されません。

管轄領事官の管轄区域内に引き続き三か月以上住所を有することが要件とされているのは、国外に居所ではなく住所を有していることを確認するためには、居住の事実がある程度の期間継続していることが必要であること、選挙人名簿との二重登録を防止し名簿の正確性を保つためにはある程度の期間の住所要件が必要であること、申請者の滞在場所が居所ではなく

生活の本拠としての住所であると客観的に認定し得るためには、それが一定の区域内に、国内の選挙人名簿の被登録資格として住所要件が課されていることとの整合性との理由からです。

また、領事官にとっては、一般的に、自らの管轄区域外における居住の実態などの把握は極めて困難であり、その結果、他の領事官の管轄区域内での居住の期間との



通算は実務的にも極めて困難であるところから、一つの管轄領事官の管轄区域内のみにおいて引き続き三か月以上住所を有することを要件とすることとしたものです。

在外選挙人名簿の登録の申請の手続

在外選挙人名簿に登録される資格を有する方は、管轄領事官（大使館や総領事館などの在外公館）の下で登録申請の手続をしていただくこととなります。

在外選挙人名簿への登録申請を行う方（以下「申請者」）は、在外公館で旅券などの自らの身分証明書と、管轄領事官の管轄区域内に引き続き三か月以上住所を有することを証するに足りる文書を提示して申請を行います。

住民基本台帳が整備され、これをもとに選挙人名簿が調製される日本国内と異なり、申請者が本人であることや現地に住所を有する（本人の生活の本拠を有する）とい

う事実を身分証明書との照合や本人からの聴取などによって直接確認することにより担保することが必要であることから、申請者が自ら管轄領事官のもとに出向いて登録申請を行うこととされました。

なお、在外公館では在外公館から離れた都市で領事出張サービスを行っている例もあり、その場で登録申請を受け付けることもあり、ますので、在外公館から離れた地域にお住まいの方は管轄の在外公館にお問い合わせください。

在外選挙人名簿への登録申請の際には、申請書のほかに次の二種類の書類が必要となります。在外選挙人名簿登録の申請書は在外公館または市区町村の選挙管理委員会に備え付けてあります。

旅券

事情があつて旅券を提示できない場合は、旅券に代わる身分を証明する書類が必要です。この書類については国・地域によって異なる場合がありますので、

旅券を持ち合わせていない方は、管轄の在外公館にお問い合わせください。

申請書を提出する領事官の管轄区域内に引き続き三か月以上住所を有することを証明する書類（例…住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証など）

海外に三か月以上滞在する方は、旅券法第十六条により在留届を提出していただくことになっています。この在留届を管轄の在外公館に三か月以上前に提出している場合は、この書類は不要です。在留届を提出していない方は、早めに提出してください。

在外選挙人名簿の登録市区町村

在外選挙人は、原則として最終住所地の市区町村の在外選挙人名簿に登録されることとなります。

これは一般的に、出国した選挙人にとつては最終住所地が国内との結びつきが最も強い地域であるこ

とから、最終住所地が制度的に公証される方については最終住所地に登録することとしています。

ただし、そもそも最終住所がない、国外で出生し国内に一度も住所を有したことがない方や、最終住所について公的な記録が残っていない可能性のある平成六年四月三十日以前に出国された方（ただし、市区町村への転出届が遅れるなどのため、平成六年五月一日以降に住民票が消除された方は除く）は、申請時の本籍地に登録されることとなります（転出された際に住民票は消除され、除票として五年間保存されることとされていたため、平成六年四月三十日以前に出国された方は、最終住所についての公的な記録が残っていない可能性があります）。

なお、今回の法令の改正により、在外選挙に係る戸籍の附票の除票の保存期間を八十年間に延長しましたので（平成十一年五月一日施行）、平成六年五月一日以後の出国者については、今後必ず

最終住所地に登録されることとなりました。

また、海外に転出される際、転出元の市区町村長に転出届が出されていない場合は、引き続き国内に住所があると認定され、登録申請をしても在外選挙人名簿に登録されない場合がありますので、転出届を提出するのを忘れないよう注意が必要です。

在外選挙人名簿の登録申請書は、申請を受けた在外公館が登録申請先の市区町村選挙管理委員会に送付することとなりますが、登録申請先がどこになるかは申請者がよく確認して申請してください。申請先が誤っていると、在外選挙人名簿に登録されません。

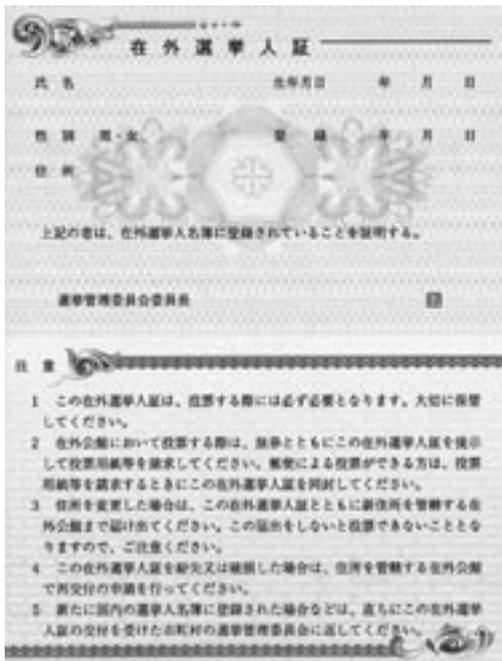
在外選挙人証

国外に居住する日本人の皆さんが、在外公館において登録申請の手続を行い、申請先の市区町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されると、投票の際に必要な「在外選挙人証」が登録地の市区町村選挙管理委員会から在外公館を通じて交付されます（在外選挙人証の見本については資料1参照）。在外投票を行う際にはこの在外選挙人証が必ず必要となりますので、大切に保管しておかなければなりません。

これまでの登録に関する一連の手続の流れについては図1参照。

在外選挙人証は、本人の氏名や国外の住所、登録地の市区町村選挙管理委員会の名称や住所などが記載されています。住所などに変更があった場合には、新住所を管轄する在外公館を通じて在外選挙人証を添えて変更届をしていただくこととなります。これは、市区町村の選挙管理委員会が、郵便投票ができる在外選挙人に投票用紙などを送付する際には、国外における本人の住所として認められた場所（在外選挙人証に記載されている住所）宛に送付するためです。

資料1 在外選挙人証(見本)



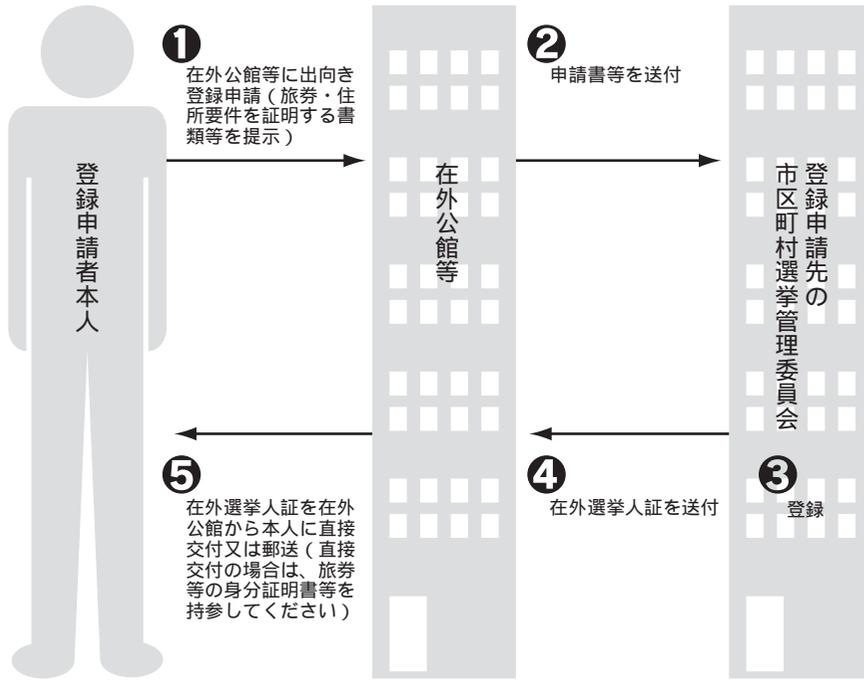
表



裏



図1 在外選挙人名簿の登録申請手続の流れ



住所を移したにもかかわらず変更届をしていない場合には、投票用紙などは前住所宛に送付されてしまい受け取れないこととなります

また、在外選挙人証を紛失した場合には、管轄の在外公館を通じて再交付の申請をしていただく

ので必ず変更届をしてください。

とになります。在外選挙人証がないと投票ができませんので、紛失した場合にも必ず再交付申請をしてください。

登録地の市区町村選挙管理委員会は、前述の変更届や再交付申請を受けた場合には、原則として当該市区町村選挙管理委員会から直接、選挙人に郵送により新たな在外選挙人証を交付することとされています（ただし、郵便事情が非常に悪い場合など、郵便をもって交付を受けることが困難である旨を届出や申請の際に申し出た場合には、当該在外公館で直接交付を受けることもできます）。

その他

市区町村選挙管理委員会は、当該市区町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、

死亡したこと、または日本の国籍を失ったことを知ったとき

国内に新たな住民票が作成された旨の表示をされた者について

て、国内の市区町村において住民票が新たに作成された日から四か月を経過するに至ったとき登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき

は、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならぬこととなっています。抹消された場合は在外選挙人としての資格を失い、在外投票を行うことができなくなります。

● 在外投票制度

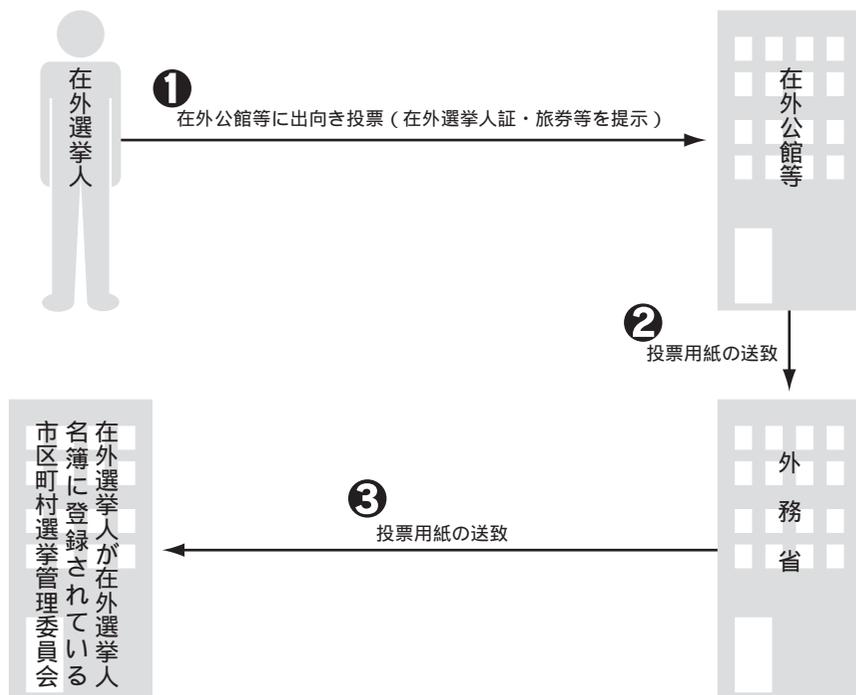
在外選挙人名簿に登録されると、在外投票をすることができま

す。在外投票の方式としては、在外公館投票、郵便投票及び帰国投票の三つの方式が定められました。

在外公館投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者の皆さんは、投票記載場

図2 在外公館投票の流れ



所を設置している在外公館（大使館や総領事館）などで、在外選挙人証と旅券などの身分証明書を提示して在外投票をすることができ

ます。投票することができる期間は、衆議院議員または参議院議員の選挙の期日の公示または告示の日から選挙の期日の五日前

（投票の送致に日数を要する地の在外公館である場合にはそれ以前の自治大臣が指定する日）までの間の、原則として午前九時三十分から午後五時までの間です。

投票は選挙の期日（国内の投票日）の午後八時までに登録地の市区町村選挙管理委員会（指定在外選挙投票区の投票管理者）に届かなければならないため、各在外公館から送致に要する時間は異なることから、在外公館投票の締切日は各在外公館によって異なります。投票できる時間や場所についても現地の事情により異なることがありますので、注意が必要です。

在外選挙人名簿に登録されている選挙人であれば、管轄区域内の在外公館等投票記載場所以外の、世界中どこかの在外公館等投票記載場所でも投票ができます。

また在外公館の中には、管轄区域内に居住する在外邦人の数が多く、短い選挙期間中に投票事務を行うことが困難なこと、十分なス

ペースがなく在外公館等投票記載場所を確保できないこと、治安の関係で多くの日本人が集まる在外公館投票を行うことが適当でないことなどの理由から在外公館投票を実施しないこととしている在外公館もあります（平成十一年三月末日現在において、在外公館投票を実施する在外公館、実施しない在外公館は資料2、資料3を参照）。

これまでの在外公館投票に関する一連の手続の流れについては、図2参照。

郵便投票

お住まいの国など（在外公館の管轄区域）に在外公館がない場合、あってもその在外公館で投票を実施していない場合や投票を実施している在外公館から住所地が遠隔の地にある場合には、在外公館など投票記載場所において投票をすることが著しく困難であることから、郵便による投票もできます。このような郵便投票のできる地域



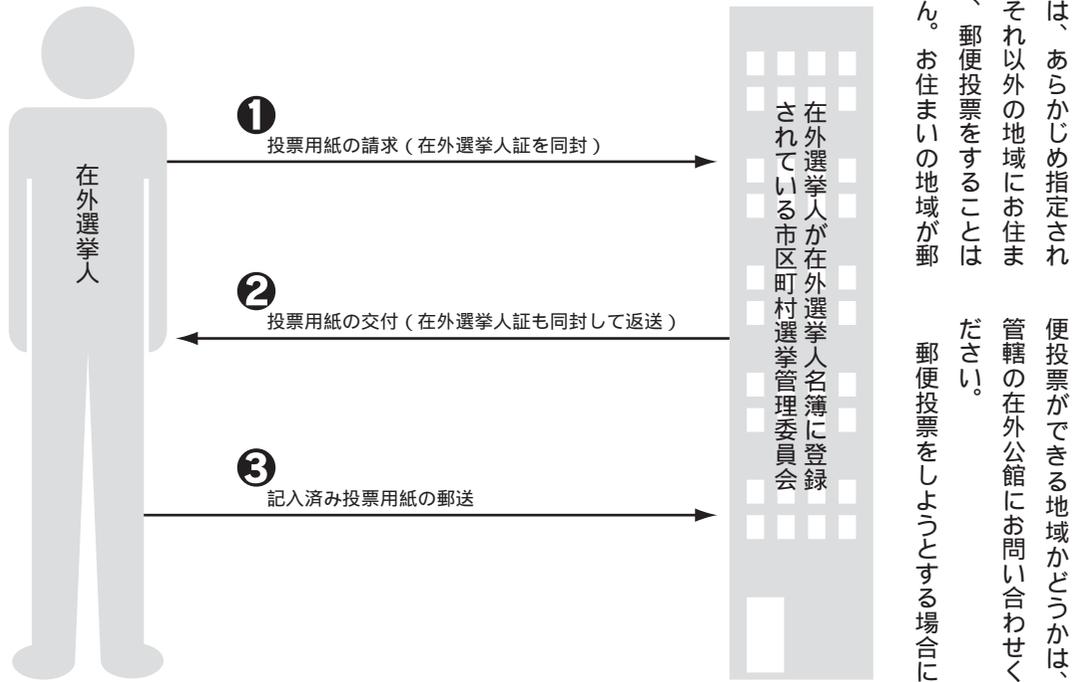
資料2 在外公館投票を実施する在外公館等(平成11年3月末日現在)

アジア地域	在インド大使館、在カルカタ総領事館、在チェンナイ総領事館、在ムンバイ総領事館、在ウジュン・バンダン総領事館、在スラバヤ総領事館、在メダン総領事館、在ヴィエトナム大使館、在ホーチミン総領事館、在済州総領事館、在釜山総領事館、在中華人民共和国大使館、在広州総領事館、在上海総領事館、在瀋陽総領事館、在大連出張駐在官事務所、在ネパール大使館、在パキスタン大使館、在バングラデシュ大使館、在マニラ総領事館、在タヴァオ出張駐在官事務所、在セブ出張駐在官事務所、在ブルネイ大使館、在コタ・キナバル総領事館、在ペナン総領事館、在ミャンマー大使館、在モンゴル大使館、在ラオス大使館
北米地域	在米国大使館、在ハガツニヤ総領事館、在サイパン出張駐在官事務所、在アトランタ総領事館、在アンカレッジ総領事館、在カンザス・シティ総領事館、在シアトル総領事館、在デトロイト総領事館、在デンヴァー総領事館、在ニュー・オーリンズ総領事館、在ヒューストン総領事館、在ポートランド総領事館、在マイアミ総領事館、在カナダ大使館、在エドモントン総領事館、在トロント総領事館、在モントリオール総領事館
中南米地域	在アルゼンチン大使館、在ヴェネズエラ大使館、在スリナム大使館、在ウルグアイ大使館、在エクアドル大使館、在エル・サルヴァドル大使館、在キューバ大使館、在グアテマラ大使館、在コスタ・リカ大使館、在ジャマイカ大使館、在チリ大使館、在ドミニカ共和国大使館、在トリニダード・トバゴ大使館、在ニカラグア大使館、在パナマ大使館、在パラグアイ大使館、在エンカルナシオン出張駐在官事務所、在ブラジル大使館、在クリチバ総領事館、在ベレーン総領事館、在ポルト・アレグレ総領事館、在マナオス総領事館、在リオ・デ・ジャネイロ総領事館、在レシフェ総領事館、在サンタ・クルス出張駐在官事務所、在ホンデラス大使館、在メキシコ大使館
欧州地域	在アイルランド大使館、在イタリア大使館、在ミラノ総領事館、在ウクライナ大使館、在ウズベキスタン大使館、在オーストリア大使館、在カザフスタン大使館、在ギリシャ大使館、在クロアチア大使館、在スイス大使館、在ジュネーブ総領事館、在スウェーデン大使館、在スペイン大使館、在バルセロナ総領事館、在ラス・パルマス総領事館、在チェッコ大使館、在デンマーク大使館、在リトアニア大使館、在ドイツ大使館、在デュッセルドルフ総領事館、在ハンブルグ総領事館、在フランクフルト総領事館、在ベルリン総領事館、在ミュンヘン総領事館、在ノールウェー大使館、在ハンガリー大使館、在フィンランド大使館、在エストニア大使館、在ストラズブル総領事館、在マルセイユ総領事館、在ブルガリア大使館、在ベルギー大使館、在ベラルーシ大使館、在ポーランド大使館、在ポルトガル大使館、在ユーゴスラヴィア大使館、在ルーマニア大使館、在ルクセンブルグ大使館、在エディンバラ総領事館、在ロシア大使館、在ウラジオストク総領事館、在サンクト・ペテルブルグ総領事館、在ハバロフスク総領事館、在サハリン出張駐在官事務所
大洋州地域	在オーストラリア大使館、在パース総領事館、在ブリスベン総領事館、在ケアンズ出張駐在官事務所、在メルボルン総領事館、在ニュー・ジーランド大使館、在オークランド総領事館、在ソロモン大使館、在フィジー大使館、在マーシャル大使館、在ミクロネシア大使館
中近東地域	在アラブ首長国連邦大使館、在ドバイ総領事館、在イエメン大使館、在イスラエル大使館、在イラン大使館、在オマーン大使館、在カタール大使館、在クウェイト大使館、在サウディ・アラビア大使館、在ジェッダ総領事館、在ジョルダン大使館、在シリア大使館、在トルコ大使館、在イスタンブール総領事館、在バハレーン大使館、在レバノン大使館
アフリカ地域	在ウガンダ大使館、在エジプト大使館、在アレキサンドリア出張駐在官事務所、在エチオピア大使館、在ガーナ大使館、在ガボン大使館、在カメルーン大使館、在ギニア大使館、在ケニア大使館、在ザンビア大使館、在ジンバブエ大使館、在スーダン大使館、在セネガル大使館、在象牙海岸共和国大使館、在タンザニア大使館、在テュニジア大使館、在マダガスカル大使館、在南アフリカ大使館、在モロッコ大使館、在リビア大使館

資料3 在外公館投票を実施しない在外公館等(平成11年4月9日現在)

アジア地域	在デンパサール出張駐在官事務所、在カンボディア大使館、在シンガポール大使館、在スリ・ランカ大使館、在タイ大使館、在チェンマイ出張駐在官事務所、在大韓民国大使館、在重慶出張駐在官事務所、在マレーシア大使館、在ジャカルタ総領事館、在香港総領事館、在カラチ総領事館、在ジョホール・バル出張駐在官事務所
北米地域	在サン・フランシスコ総領事館、在シカゴ総領事館、在ニュー・ヨーク総領事館、在ボストン総領事館、在ホノルル総領事館、在ロス・アンジェルズ総領事館、在ヴァンクーヴァー総領事館
中南米地域	在コロンビア大使館、在ハイティ大使館、在ボリヴィア大使館、在サン・パウロ総領事館、在リマ総領事館
欧州地域	在ヴァチカン大使館、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ大使館、在オランダ大使館、在フランス大使館、在ロンドン総領事館
大洋州地域	在シドニー総領事館、在クライストチャーチ出張駐在官事務所、在ポート・モレスビー総領事館、在パラオ大使館
中近東地域	在ガザ出張駐在官事務所
アフリカ地域	在アルジェリア大使館、在コンゴ民主共和国大使館、在中央アフリカ大使館、在ナイジェリア大使館、在アブジャ出張駐在官事務所、在ケープタウン出張駐在官事務所

図3 郵便投票の流れ



については、あらかじめ指定されており、それ以外の地域にお住まいの方は、郵便投票をすることはできません。お住まいの地域が郵便投票ができる地域かどうかは、管轄の在外公館にお問い合わせください。

郵便投票をしようとする場合に

は、選挙の期日の四日前までにその登録されている市区町村選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、かつ在外選挙人証を同封して投票用紙などの請求をします。請求を受けた市区町村選挙管理委員会の委員長は、在外選挙人の住所（在外選挙人証に市区町村選挙管理委員会が記載した住所）に投票用紙などを送付しますので、在外選挙人は、当該投票用紙に候補者名などを記載し市区町村選挙管理委員会の委員長に郵送することとされています。投票は、選挙の期日（国内の投票日）の午後八時までに登録地の市区町村選挙管理委員会（指定在外選挙投票区の投票管理者）に届かなければなりません。

郵便投票では、投票用紙などの請求、交付、記載した投票の送付と、在外選挙人と市区町村選挙管理委員会との間を一往復半することとなり、かなりの時間を要すると考えられますので、投票用紙な

どの請求は早めに行うことが適当と思われる。市区町村選挙管理委員会は、在外選挙人からの請求に対して、衆議院議員もしくは参議院議員の任期満了日の六十日前に当たる日または衆議院の解散の日から投票用紙などを在外選挙人に郵送することができることとなっています。

郵便投票ができる在外選挙人は、在外公館投票もできますので、外国において投票する際は、いずれかの投票方法により投票することとなります。

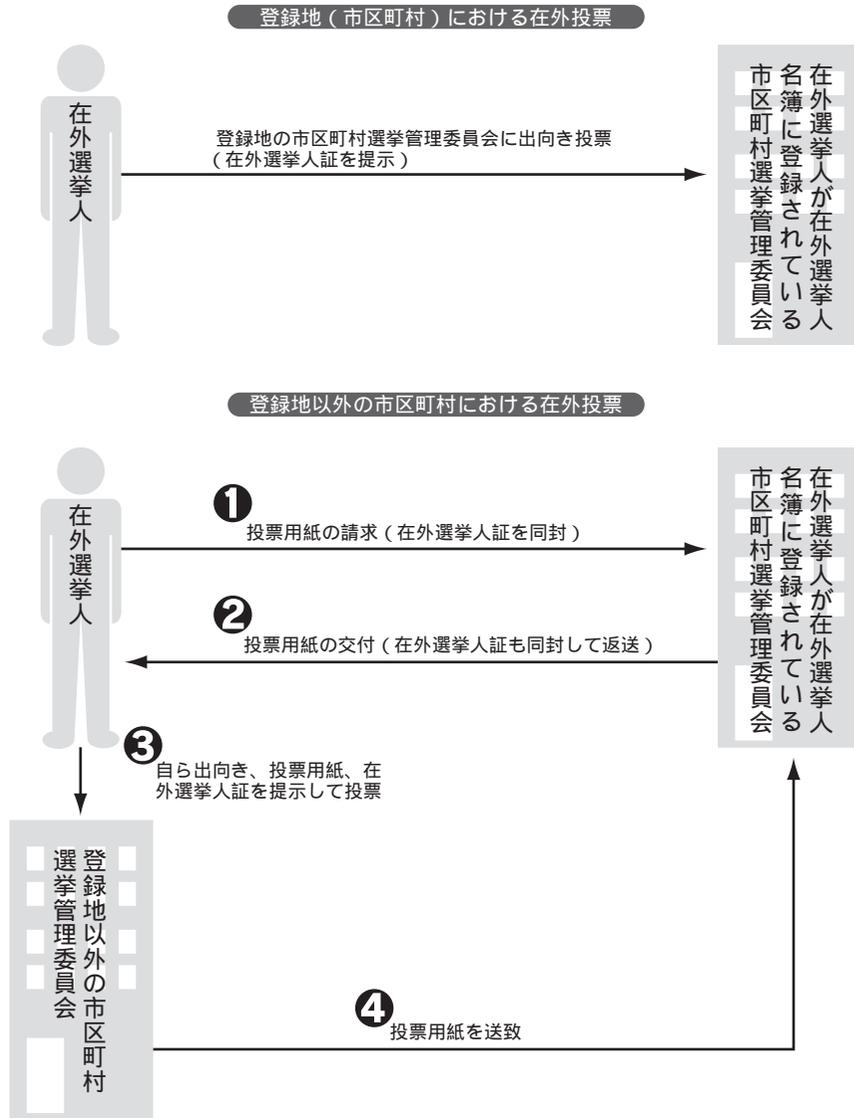
これまでの郵便投票に関する一連の手続の流れについては、図3参照。

帰国投票

在外選挙人は、衆議院議員または参議院議員の選挙の期日の公示または告示のあった日から選挙の期日の前日までの間、市区町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において在



図4 帰国投票の流れ



外投票をすることができると
されました。たまたま選挙時に日
本に一時帰国していた場合や帰国
後間もないため、まだ国内の選挙

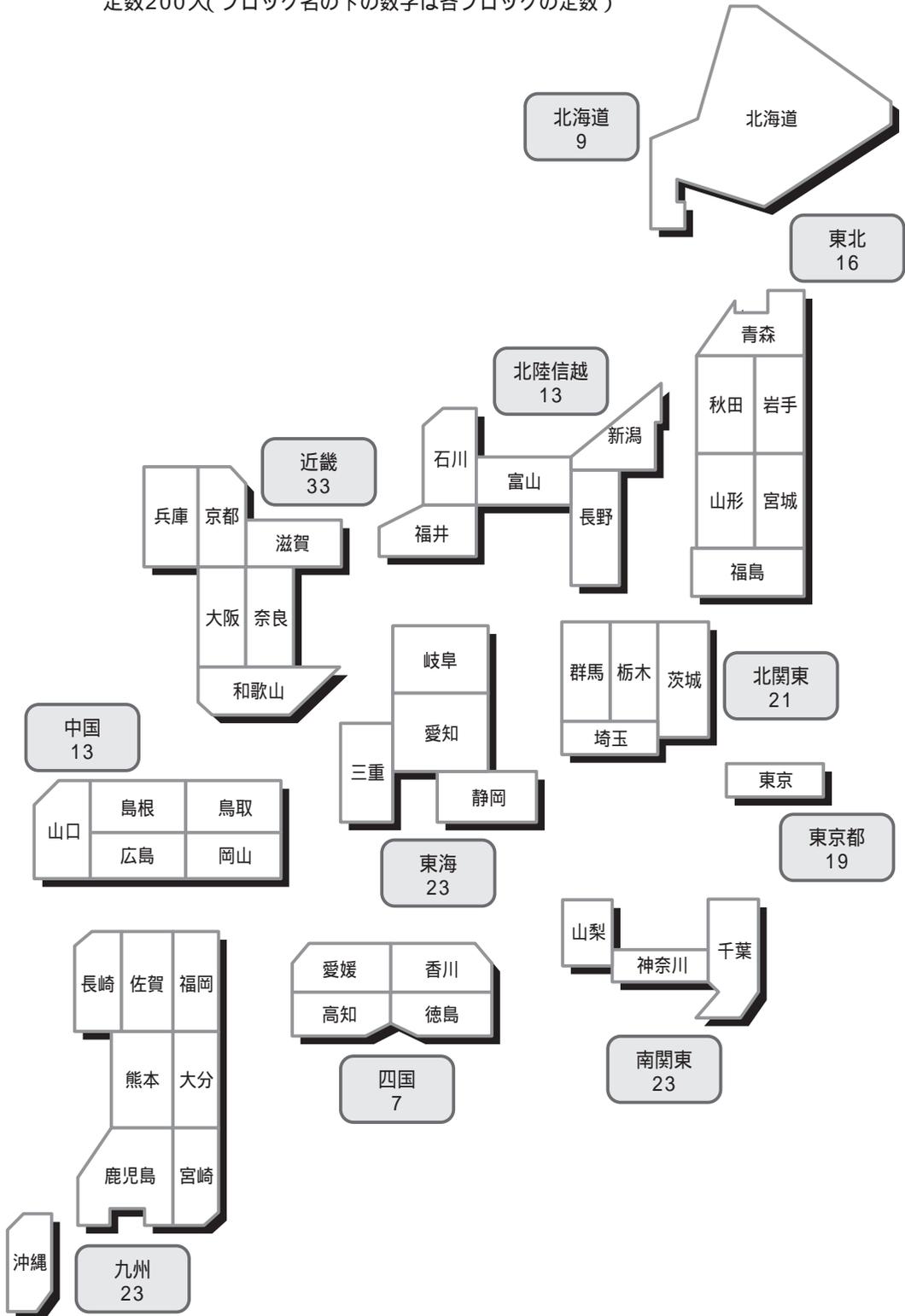
人名簿には登録されていない場合
に、在外選挙人名簿に登録されて
いることに基づく投票を国内で行
うことができることとされたもの

です。この帰国投票の手続につい
ては、国内の不在者投票の手続に
準じて定められております。
登録地市区町村において行う在

外投票の手続については、当該市
区町村選挙管理委員会の委員長に
在外選挙人証を提示して投票用紙
などの交付を受け、その場で投票
用紙に候補者名などを記載し、当
該選挙管理委員会の委員長に提出
します。

次に登録地市区町村以外の市区
町村において行う在外投票の手続
については、まず、登録地市区町
村選挙管理委員会の委員長に対し
て、当該選挙人が署名した文書に
より、直接または郵送により、か
つ在外選挙人証を同封して投票用
紙などの請求をします。投票用紙
などを交付されると、国政選挙の
公示または告示のあった日から選
挙の期日の前日までの間に、登録
地市区町村以外の市区町村選挙管
理委員会の委員長に在外選挙人証
を提示するとともに、その投票用
紙などを提示して点検を受けた
後、その場で投票用紙に候補者名
などを記載し、当該選挙管理委員
会の委員長に提出します。

資料4 衆議院比例代表選挙の選挙区と各選挙区別定数
定数200人(ブロック名の下に数字は各ブロックの定数)





これまでの帰国投票に関する一連の手續の流れについては図4参照。

在外選挙の対象となる選挙など

在外選挙の対象となる選挙については、当分の間の暫定措置として、衆議院・参議院の比例代表選出議員選挙に限ることとされています。

衆議院・参議院の比例代表選出議員選挙は、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙と異なり、政党名などを記載し投票する制度です。政党の主張・政策などについては、現状においても日ごろから新聞、テレビ、ラジオなどを通じて海外にも伝わっているところであり、選挙期間中にあえて特段の周知方法をとらなくても有権者も相当程度の情報は得ることができると考えられます。

自治省のホームページアドレス
外務省のホームページアドレス

<http://www.mha.go.jp>
<http://www.mofa.go.jp>

す。また、在外公館の中には人的体制が十分でないところもあるほか、在外公館の職員は選挙事務に精通していない現状にあります。

こうした中で最初から、小選挙区（選挙区）選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の両方の選挙を実施すれば、事務処理上の混乱を来すおそれがあることから、在外選挙については、まず比例代表選出議員選挙から実施し、選挙情報 of 具体的な周知状況や在外公館の体制をみた上で、次の段階として衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙の実施を図ることが適当であると考えられました。

また、選挙できる選挙区については、登録された市区町村の属する選挙区です。したがって、例えば北海道札幌市中央区に登録された在外選挙人の衆議院比例代表選

出議員の選挙において投票できる選挙区は、全国十一に分割されているうちの北海道ブロックとなります（衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙区については、資料4参照）。

在外選挙制度の周知など

在外選挙制度の周知

このようにして創設された在外選挙制度を、広く、世界に居住する日本国民の皆さんに知っていただくために、周知・啓発活動にも取り組んでいます。例えば、啓発用ポスターを作成し、都道府県、市区町村または在外公館に配布しています。既に国外に居住されている方のみならず、これから国外に行かれる方へのPRのため、旅券事務所などへの掲示もお願いしています。

在外選挙制度の概要を説明したリーフレットは、都道府県、市区町村または在外公館のみならず国外の日本人会を通じて配布をお願いしています。ご希望の方は、最寄りの市区町村や在外公館にお問い合わせください。

また、インターネットの自治省及び外務省のホームページでも在外選挙制度の創設に関する情報を掲載しています。このほか、国外で在留邦人向けの説明会を開催したり、在外公館から現地日本人会報誌や日本語新聞に在外選挙制度の概要、在外選挙人名簿の登録及び在外投票に関する具体的な手続などについての記事を掲載してもらったりしています。ちなみに、自治省及び外務省の職員による現地在留邦人のための説明会は、平成十一年一月から三月までの間に約四十か所で開催されています。例えばオーストラリアのシドニーでは、二つの日本人会組織への説明会を開催しました。シドニー

(写真1) シドニーで開かれた日本人会への説明会



(写真2) ホノルルでは現地のラジオ番組を通じて在外選挙制度の説明が行われた

日本人会への説明会は十八人の、シドニー日本クラブへの説明会は十五人の参加を得て行われました。在シドニー総領事館の管轄区域内は、全域が郵便投票区域のため郵便投票の方法や選挙に関する情報提供に関する質疑が多く出されました。

シドニーではNHKの午後七時のニュースを現地の放送局が翌朝に放送したり、NHKの番組を放送する有線放送があったりして、日本の情報を時間を置かずに知ることができると、少なくとも説明会に参加した方々は現在の日本の政治経済の情報をよく知っているように見受けられました。在外選挙制度に対する関心も高く、制度の概要については一度勉強会を開いて、既に勉強されていたようです(写真1)。

一方、ハワイのホノルルでは、在外邦人の方々への説明会の開催に代えて、限られた時間ですが二つの日本語放送局のラジオ番組を



資料5 関係法令等

公職選挙法の一部を改正する法律（平成10年法律第47号）
 公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成10年政令第387号）
 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第388号）
 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成11年外務省自治省令第1号）
 在外選挙人名簿の登録申請について領事官を経由して行うことが著しく困難である地域等に関する省令（平成11年外務省自治省令第2号）
 在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）
 公職選挙法の規定に基づき、投票の送致に日数を要する地の在外公館等における投票を行うことができる期間に関する期日を定める件（平成11年自治省告示第19号）
 公職選挙法の規定に基づき、在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長として自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を定める件（平成11年自治省告示第20号）
 公職選挙法施行令の規定に基づき、領事官の管轄区域にある在外公館等投票記載場所から遠隔の地を定める件（平成11年自治省告示第21号）

通じて、在外選挙制度の概要や具体的な登録申請の手続などについて説明を行いました（写真2）。

このほか、欧州、北米、中南米、アジアの諸国においても説明会を開催しましたが、遠方から参加される方がいるなど高い関心を持つ人が数多くいました。各在外公館でも、独自に説明会を開催したりして現地でのPRに取り組んでいます。

その他

新しい制度を世界各地で実施することとなりますので、関係者における準備も人念に進められています。

例えば、在外公館の準備については、自治省及び外務省の職員が

平成十一年一月から三月にかけて国外の在留邦人への説明を行うとともに、在外公館の職員を対象とした研修・指導を行い、また、在外選挙人名簿登録申請書などの必要な資料を配布したところです。

また、国内の選挙管理委員会の準備については、平成十年十二月十一日に公布されたばかりの政令などについて都道府県及び指定都市の選挙管理委員会の委員長・書記長会議で説明をし、在外選挙人名簿や在外選挙人証等の資料をこの三月に配布しました。

このように、平成十一年五月一日の在外選挙人名簿の登録の受付の開始に向けて、着々と準備を進めています。

（自治省）

今後のスケジュール

在外選挙人名簿登録制度及び在外投票制度の開始の時期
 平成十一年五月一日 在外選挙人名簿の登録の受付を開始
 平成十二年五月一日 平成十二年五月一日以降に公示または告示

される国政選挙から在外投票を実施